

奈良県告示第三百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年十二月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

縦覧場所	土砂災害警戒区域			区域の名称	区域	土砂災害警戒区域
	土砂災害特別警戒区域			区域の名称	区域	土砂災害警戒区域
奈良県高田土木事務所及び御所市役所土木課	土砂災害警戒区域			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条に規定する衝撃に関する事項	次の平面図のとおり	御所市朝町（〇〇七） 土石流警戒区域
	土砂災害特別警戒区域			土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条に規定する衝撃に関する事項	次の平面図のとおり	御所市朝町（〇〇八） 土石流警戒区域

御所市室（ 〇〇九）土 石流警戒区 域	次の平面図 のとおり	御所市室（ 〇〇九）土 石流特別警 戒区域	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおり	奈良県高田 土木事務所 及び御所市 役所土木課
------------------------------	---------------	--------------------------------	---------------	---------------	----------------------------------

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。